○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学受託研究取扱規程

平成29年10月１日

規程第18号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学受託研究契約取扱規程（平成28年規程第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）における民間企業等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との受託研究の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　受託研究　法人が外部機関等からの委託を受けて業務として行う研究をいう。

(2)　研究代表者　法人の大学教育職員（公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程（平成28年規程第１号）第５条第１項第１号に定める教育職員及び大学の嘱託教員（専任扱）をいう。以下同じ。）が単独で行う受託研究にあっては、研究の推進に関し責任を持つ当該大学教育職員を、法人の大学教育職員が複数で行う受託研究にあっては、その組織を代表し、研究計画の取りまとめを行う法人の大学教育職員をいう。ただし、助教については当該所属する研究室の指導教員の承認を得た場合を除き、研究代表者になることはできない。

(3)　受託研究費　受託研究に要する経費等を当該業務の委託をした外部機関等（以下「委託者」という。）から受け入れる研究経費をいう。

（受託研究実施の原則）

第３条　受託研究は、次の各号のいずれにも該当する場合において、実施できるものとする。

(1)　法人の自主性・主体性の下に、優れた研究成果が期待できるとき。

(2)　法人の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められるとき。

(3)　山陽小野田市立山口東京理科大学「研究行動憲章」、コンプライアンス基本規程（平成31年規程第８号）、コンプライアンス委員会規程（平成28年規程第８号）及び関連規程に基づき、適当と認められるとき。

（受託研究費）

第４条　受託研究の額は、謝金、旅費、研究支援者（当該受託研究の遂行を支援するために法人に雇用される者をいう。）の人件費、設備備品費、消耗品費その他当該受託研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究の遂行に関連して必要な直接経費以外の管理経費（以下「間接経費」という。）を合算した額とする。

２　前項に規定する間接経費は、原則として直接経費の15パーセントに相当する額とする。

３　前項の規定にかかわらず、競争的資金に係る間接経費については、原則として直接経費の30パーセントに相当する額とし、競争的資金等以外の公的研究費に係る間接経費については、当該公的研究費を配分する機関が定めるところによる。この場合において、特に定めがないときは、直接経費の30パーセントに相当する額とする。

４　前２項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合においては、間接経費の額を変更することができる。

（設備等の取扱等）

第５条　前条に規定する経費により、研究の必要上法人において新たに取得した備品等は、原則として法人の所有に属するものとする。

（受入れの条件）

第６条　受託研究の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

(2)　受託研究の結果生じ、かつ、法人に単独で帰属した知的財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権その他これらに準ずる権利及びこれらの権利を受ける権利をいう。）は、委託者に無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。

(3)　受託研究費により取得した設備備品等は、法人に帰属すること。

(4)　委託者は、受託研究費を原則として法人からの請求書受領後30日以内に、納付すること。

(5)　納付された受託研究費は、返還しないものとすること。ただし、やむを得ない事由により当該受託研究を中止したときは、受託研究費のうち不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができること。

(6)　やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても法人はその責を負わないこと。

２　前項各号に規定する条件については、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関により定められている場合には、双方協議の上、これを付さないことができる。

（申込み）

第７条　受託研究の申込みをしようとする外部機関等（以下「申込者」という。）は、受託研究申込書（様式第１号）を理事長に提出するものとする。

（受入選考）

第８条　理事長は、前条の規定による受託研究申込書の提出があったときは、当該受託研究の受入れの適否について、学長に諮問するものとする。

２　学長は、前項の規定により理事長から諮問を受けたときは、研究代表者に申込者と調整の上、受託研究承認願（様式第２号。以下「承認願」という。）を提出させるものとする。

３　学長は、前項の規定により提出された承認願が適当であると認めた場合は、理事長に受託研究の受入れを推薦するものとする。

（受入決定等）

第９条　理事長は、前条第３項に規定する推薦が適当であると認められるときは、第６条に規定する条件を付して受託研究の受入れを決定し、申込者にその旨を受託研究受入決定通知書（様式第３号）により通知する。

（契約の締結）

第10条　理事長は、前条の規定により受託研究の受入れを決定したときは、次に掲げる事項を記載した受託研究契約書(様式第４号)により、申込者と契約を締結するものとする。

(1)　受託研究の名称

(2)　受託研究費の額及び納付の時期

(3)　受託研究の期間

(4)　知的財産権の取扱い

(5)　受託研究の成果の公表

(6)　秘密の保持

(7)　その他受託研究に必要な事項

（契約書の遵守及び実施の責任）

第11条　研究代表者は、前条に従い締結した契約書の諸条件を誠実に遵守するとともに、関係法令等に抵触しないよう責任を持って受託研究を実施しなければならない。

（受託研究費等の経理）

第12条　受託研究費は、歳入歳出予算を通して法人が経理するものとする。

２　受託研究費の経理については、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学経理規程（平成28年規程第54号）その他関係規程等の定めるところによる。

（受託研究の中止、停止及び期間の延長）

第13条　天災その他研究遂行上やむを得ない理由がある場合においては、法人は受託研究機関と協議し、受託研究機関の同意を得て当該受託研究を中止若しくは停止し、又は研究期間を延長することができる。

（受託研究の中止等に伴う経費の返還等の取扱い）

第14条　前条の規定により受託研究を中止した場合で、第４条第１項の規定により納付された直接経費の額に不用が生じたときは、法人は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を受託研究機関に返還することができる。

（知的財産権の取扱い）

第15条　受託研究における知的財産権の取扱いは、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学職務発明等規程（平成28年規程第44号）及び第10条の規定による受託研究契約書の定めによるものとする。

（秘密の保持）

第16条　法人及び委託者は、双方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、第10条に規定する受託研究契約書において定めることができる。

（研究成果の公表）

第17条　受託研究による研究成果は、公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、第10条の規定する受託研究契約書において定めることができる。

（事務）

第18条　受託研究に関する事務は、研究推進課において行う。

（受入れの特例）

第19条　委託者が、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関である場合には、この規程の定めにかかわらず、当該機関等の定める規程等に基づき受託研究を受け入れることができるものとする。

附　則

この規程は、平成29年10月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日規程第48号）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第19号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日規程第73号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日規程第33号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

受託研究申込書

公立大学法人山陽小野田市立
山口東京理科大学理事長

（委託者）
住所　〒
名称
代表者職・氏名　　印

このたび、下記のとおり受託研究を申し込みします。

記

１　研究題目

２　研究目的及び内容
（１）　研究目的
（２）　研究内容

３　希望する研究期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　研究に要する経費の負担額（消費税及び地方消費税の額を含む）
直接経費　　金　　円
間接経費　　金　　円　（直接経費×15%）
合　　計　　金　　円

５　希望する研究担当教員（所属・職名・氏名）

６　提供設備

７　提供物品（研究用材料、機械器具等）

８　事務担当者連絡先
所属・職名・氏名：
TEL／FAX：
メールアドレス：

9　その他

以上

様式第２号(第８条関係)

年　　月　　日

受託研究承認願

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
理事長

研究代表者：
氏名　　印

このたび、下記のとおり受託研究を実施したいので、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学受託研究取扱規程に基づき、本研究の受諾を承認していただきたく、併せて契約締結方よろしくお取り計らい願います。

記

委託機関	
研究代表者	
取扱部局	学部学科(　　) 液晶研究所　　・先進材料研究所
研究課題	
研究内容	
研究期間	年　月　日 ～　　年　月　日
受入研究経費等	研究経費総額　〔　　円〕
経費配分	直接経費〔　　円〕・間接経費〔　　円〕
エフォート	(　　%)　＊
研究員の委託機関への派遣	なし・あり(所属：　　職：　　氏名：　　)
備考	委託研究機関側担当者名 連絡先　住所　　Tel

＊「エフォート」欄には、研究代表者の年間の全仕事時間(教育活動等も含む)を100%として、本受託研究に対する時間の配分率(1～100の整数)を記入すること。
※当承認願には、受託研究費算定内訳表を添付すること。
また、契約書(案)が既にある場合については、その写しを添付すること。

理事長	学長	学部長	研究所長	学科主任	主管部長	主管課長

受託研究費算定内訳表

1　研究課題　：

2　委託機関　：

3　受託研究契約金額　：　　円

内訳　　（単位：円）

事項	金額	算出根拠
機器・設備費		
消耗品費		
謝金・雑役務費		
通信諸費		
旅費		
その他の経費		
間接経費		
合計		（消費税含む）

＊間接経費のうち、国及び独立行政法人等の公的機関の契約（再委託含む）については、委託機関の定める一般管理費率・間接経費率に準拠して算出する。

　また、消費税を別途記載の場合は、その他の経費欄に消費税と明記のうえ、金額を記入することとする。

様式第３号（第９条関係）

山東理大　　号

年　　月　　日

受託研究受入決定通知書

（申込者）　　様

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

理事長　　（氏名）　　印

年　　月　　日付けで申込みのあった受託研究について、下記のとおり受入れを決定したので通知します。

記

１　研究題目

２　研究期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　研究代表者（所属・職名・氏名）

４　受託研究費　　金　　円

５　受入条件

（１）　受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

（２）　受託研究の結果生じ、かつ、法人に単独で帰属した知的財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権その他これらに準ずる権利及びこれらの権利を受ける権利をいう。）は、委託者に無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。

（３）　受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）により取得した設備備品等は、法人に帰属すること。

（４）　委託者は、受託研究費を原則として法人からの請求書受領後３０日以内に、納付すること。

（５）　納付された受託研究費は、返還しないものとすること。ただし、やむを得ない事由により当該受託研究を中止したときは、受託研究費のうち不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができること。

（６）　やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人はその責を負わないこと。

（注）受入条件は、当該受託研究に応じて適宜付すこと。

様式第４号（第10条関係）

受託研究契約書（案）

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（総則）

乙は甲に対し、次の研究を委託し、甲は、これを受託する（以下、「本受託研究」という。）。

（１）受託研究の題目：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（２）研究目的　　：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（３）研究内容　　：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第２条（研究代表者）

本受託研究の研究代表者は、山口東京理科大学〇〇学部　（〇〇研究所　〇〇研究部門）〇〇〇〇（肩書）〇〇〇〇とする。

第３条（研究期間）

本受託研究の研究期間は、〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日までとする。

第４条（費用の納付）

本受託研究の費用は、〇〇〇〇円（消費税額含む）とし、乙は、甲からの請求書受領後〇〇日以内に、甲の指定する口座に振込みにより納付するものとする。

第５条（研究成果の公表等）

大学の社会的使命を踏まえ、本受託研究の実施により得られた発明、考案、その他の技術情報を含む一切の成果（以下、「本研究成果」という。）については、公表等を原則とし、乙は、甲が本研究成果を公表することに同意し、これに協力するものとする。

ただし、甲は、公表に先立ち、公表内容、公表時期、公表方法等について乙に通知し、乙と協議を行わなければならないものとする。

第６条（秘密保持）

１．甲及び乙は、本受託研究の実施にあたり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報で、秘密である旨が明示・表示されている情報について、相手方の了解なしに、第三者に漏らしてはならない。

２．前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない

（１）開示時点又は知り得た時点において、既に公知の情報

（２）開示時点又は知り得た時点において、既に自らが保有していたことを証明できる情報

（３）開示時点又は知り得た時点以降、自己の責めによらず公知となった情報

（４）開示時点又は知り得た時点以降、正当な権限を有する第三者から正当に入手したことを証明できる情報

（５）当該情報なしに独自に創製・開発したことを証明できる情報

第７条（再委託等の禁止）

甲は、乙の書面による事前同意なしに、第三者に本受託研究の全部又は一部を再委託してはならない。また、甲及び乙は、相手方の書面による事前同意なしに、本契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡してはならない。

第８条（設備等の持込み等）

１．甲は、本受託研究の用に供するため、乙の同意を条件に、乙から乙の所有する設備等を無償で受け入れ、共同で使用することができるものとする。なお、この場合の搬入・搬出に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

２．甲は、乙の所有する特定の設備等を使用することが必要であり、当該設備等を甲に搬入することが困難な場合には、乙の同意を条件に、当該設備等が所在する施設において研究を行うことができるものとする。

第９条（報告）

甲は、本受託研究の終了後速やかに、本研究成果を研究成果報告書にまとめ乙に提出するものとする。乙は、その内容を確認のうえ受領する。

第１０条（研究成果の帰属）

１．甲は、本受託研究により本研究成果（乙の研究者との共同でなしたものを含む。以下同じ。）が生じた場合には、遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。

２．本研究成果、本研究成果に基づき特許等を出願する権利及びかかる出願により取得された特許権等（以下、「本研究成果等」と総称する。）は、原則として甲乙の共有とし、持分は、別途協議のうえ定めるものとする。ただし、甲が第６条に定める乙の機密情報を使用することなく単独で行ったことが明らかなものについては、甲の単独所有とする。

３．甲は、乙から共有の本研究成果等にかかわる甲の持分の譲受を希望する旨の通知を受けた場合には、特段の事情がある場合を除き、これに同意するものとし、譲受の条件は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

４．甲の単独権利に帰属した本研究成果等について、乙がその実施を希望する場合には、甲及び乙は、協議のうえその扱いを定めるものとする。

第１１条（出願手続等）

１．乙は、甲と共有となった本研究成果等にかかわる特許権等の出願手続、権利化手続及び登録された場合の権利の維持保全に関する諸手続を行うものとし、甲は、これに協力する。なお、乙は、特許庁に提出した書類等及び特許庁から受領した書類等の複製を速やかに甲に提供するものとする。

２．本契約に別段の定めがある場合を除き、乙は、共有権利の持分比率のいかんを問わず、出願手続、権利化手続き及び権利維持保全手続に要する費用を負担するものとする。ただし、次条第２項に定める実施料が生じた場合には、乙は、甲に代わり負担した出願費用等を実施料から控除することができるものとし、その詳細は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第１２条（研究成果の実施）

１．本契約終了後〇年間は、乙は、共有の本研究成果等の実施を独占的に行うことができるものとし、その期間内においては、甲は、共有の本研究成果等を自己実施せず又第三者へ実施許諾を行わないものとする。

２．前項の期間内及びその後においても、甲が共有の本研究成果等について自己実施せず、かつ第三者への実施許諾を行っていない場合において、乙が共有の本研究成果等を商業的に実施するときは、乙は、甲と協議のうえ合意する実施料を甲に支払うものとする。

第１３条（第三者への実施許諾）

１．甲及び乙は、共有の本研究成果等を第三者へ実施許諾する場合、相手方の書面による事前同意を得なければならないことを原則とする。

２．前項の規定にかかわらず、前条第１項に定める期間満了時点において、乙が共有の本研究成果等を商業的に実施しておらず、かつ商業的実施について具体的な計画を甲に対して明示しない場合には以降、甲は、乙に対する書面での事前通知と乙との協議を経たうえで、共有の本研究成果等を第三者へ実施許諾できるものとする。

第１４条（技術知識の提供等）

甲及び乙は、本受託研究の目的を達成するために必要な知識及び情報を相互に交換するものとする。

第１５条（設備等の帰属）

第４条に定められた研究経費で取得した設備、備品等の所有権は、甲に帰属するものとする。

第１６条（設備等の返還）

本受託研究が終了したときは、甲は、第８条の規定に基づき本受託研究のために乙から受け入れた設備等を、本受託研究終了時点の状態で乙に返還するものとする。この場合、第８条第１項なお書を準用するものとする。

第１７条（本受託研究の中止又は期間の延長）

天災その他研究遂行上やむを得ない理由があるときは、甲及び乙は、協議のうえ、本受託研究を中止し又は研究期間を延長するものとする。

第１８条（研究の中止等に伴う研究経費の取扱い）

前条の規定により、本受託研究を中止した場合において、第４条の規定により納付された研究経費に不用が生じた場合は、甲は、不用となった額の範囲内で、その全部又は一部を乙に返還することができる。

第１９条（有効期間）

本契約は、第３条で定めた本受託研究の実施期間中有効とする。なお、本契約終了後も、第１０条乃至第１３条、第１６条、第１８条及び第２０条の規定は、有効に存続するものとし、第５条及び第６条の規定は、本契約終了後〇年間に限り有効に存続する。

第２０条（協議）

１．本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

２．前項の協議にては解決が得られず、裁判による解決を行うときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

年　　月　　日

山口県山陽小野田市大学通一丁目１番１号
甲　公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
理事長

住所
乙　名称
代表者名

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第８条関係）

様式第３号（第９条関係）

様式第４号（第10条関係）